

## 閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：平成26年8月29日（金） 10：02～10：26

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣  
麻生太郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）  
新藤義孝 国務大臣（総務大臣，内閣府特命担当大臣）  
谷垣禎一 国務大臣（法務大臣）  
岸田文雄 国務大臣（外務大臣）  
下村博文 国務大臣（文部科学大臣）  
田村憲久 国務大臣（厚生労働大臣）  
林 芳正 国務大臣（農林水産大臣）  
茂木敏充 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）  
太田昭宏 国務大臣（国土交通大臣）  
石原伸晃 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）  
小野寺五典 国務大臣（防衛大臣）  
菅 義偉 国務大臣（内閣官房長官）  
根本 匠 国務大臣（復興大臣）  
古屋圭司 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）  
森 まさこ 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
甘利 明 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
稲田朋美 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
欠席：山本一太 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
陪席者：加藤勝信 内閣官房副長官  
世耕弘成 内閣官房副長官  
杉田和博 内閣官房副長官  
横 畠裕介 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 6件
- 国会提出案件 1件
- 政令 10件
- 人事 8件
- 配布 4件

いずれも，案件表のとおり，決定，了解等となった。

議事内容：

○菅国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。まず、閣議案件について、世耕副長官から御説明申し上げます。

○世耕内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「子供の貧困対策に関する大綱」について、御決定をお願いいたします。本件は、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、同対策を総合的に推進するための大綱を定めるものであります。本件につきましては、後程、森大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣から御発言があります。

次に、国賓待遇について、御決定をお願いいたします。オランダ国国王及び同王妃が、10月28日から11月2日まで、我が国を訪問されることとなりましたので、同期間のうち28日から31日までの4日間、国賓として接遇するものであります。

次に、「日米地位協定」第2条に基づく、米軍使用施設及び区域の追加提供等について、御決定をお願いいたします。今回の案件は、沖縄県普天間飛行場から山口県岩国飛行場への空中給油機KC-130の移駐等に伴い建設した家族住宅等を追加提供するもの等計5件であります。

次に、信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「イタリア国」、「チリ国」及び「フィリピン国」駐箚特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状及び解任状であります。

次に、恩赦1件について、御決定をお願いいたします。復権を行うものであります。

次に、「平成26年8月豪雨非常災害現地対策本部の設置を国会に報告すること」について、御決定をお願いいたします。本件は、災害対策基本法に基づき、同本部を設置した旨を国会に報告するものであります。

次に、政令10件について、御決定をお願いいたします。まず、「児童福祉法施行令等の一部を改正する政令」は、子ども・子育て支援法等の施行に伴い、家庭的保育事業等の認可の欠格事由に関する事項、児童相談所設置市の処理事務の範囲等を定めるとともに、関係政令の規定を整備するものであります。

次に、「投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、投資信託及び投資法人が主として投資対象とすることができる特定資産に再生可能エネルギー発電設備及び公共施設等運営権を追加する等の規定の整備を行うものであります。

次に、「貸金業法施行令の一部を改正する政令」は、内閣総理大臣から金融庁長官に委任された権限の一部を財務局長等に委任するものであります。

次に、「電波法の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年10月1日と定めるものであり、「電波法の一部改正法の施行に伴う関係政令の整理政令」は、同改正法の施行に伴い、関係政令の規定の整理を行うものであります。

次に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令」は、投資法人に係る課税の特例について、その適用を受ける投資法人が有することができる資産の範囲の細

目を定めるものであります。

次に、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、同法の一部改正法の施行に伴い、採択地区協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定める等の措置を講ずるものであります。

次に、第4次地方分権一括法の施行に伴う「国土交通省関係政令の整備等政令」は、自家用有償旅客運送の登録等に関する事務・権限について、国土交通大臣が指定した都道府県又は市町村の長が行うこととする等、同省関係政令の規定の整備を行うものであります。

次に、「海洋汚染等及び海上災害防止法の一部改正法の一部の施行期日令」は、同改正法の一部の施行期日を平成27年1月1日と定めるものであり、「海洋汚染等及び海上災害防止法施行令の一部を改正する政令」は、同改正法の施行及び海洋汚染防止条約附属書VIの改正に伴い、有害水バラストの要件等を定めるとともに、船舶に使用する燃料油の硫黄分の濃度の基準を改めるものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、林農林水産大臣がアジア・ステイツマンズ・フォーラム出席のため本日から31日まで、海外渡航されますので、御了解をお願いいたします。

次に、在ムンバイ日本国総領事館総領事浅子清、在フランス日本国大使館公使藤原聖也及び元独立行政法人国際交流基金総務部長川村裕を特命全権大使に任命し、ペルー国駐箚大使福川正浩、スーダン国駐箚大使堀江良一及びスペイン国駐箚大使佐藤悟を願いに依り免ずることについて、御決定をお願いいたします。おって、任命の上は、浅子はバーレーン国に、藤原はアルジェリア国に、川村はコートジボワール国兼トーゴ国ニジェール国に、それぞれ駐箚を命じようとするものであります。

次に、式部官長小田野展丈を願いに依り免じ、その後任に、元外務事務次官河相周夫を任命することについて、御決定をお願いいたします。

次に、防衛省地方協力局長中島明彦に、日米合同委員会日本政府代表代理を命ずること等、外2件について、御決定をお願いいたします。

次に、金融庁及び外務省人事といたしまして、お手元に配布しております資料のとおり、承認することについて、御決定をお願いいたします。その主な内容は、金融庁の金融国際審議官に、国際政策統括官河野正道を充てるものであります。

次に、安本博通外999名の叙位、叙勲又は紺綬褒章等の授与について、御決定をお願いいたします。

次に、配布資料といたしまして、「労働力調査報告」、「消費者物価指数」及び「家計調査報告」があります。本件につきましては、後程、総務大臣及び、関連して厚生労働大臣から御発言があります。

次に、件名外案件について、申し上げます。「在沖縄海兵隊のグアム移転に係る協定に基づく日本国による資金の提供に関する書簡」を米国との間に交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、在沖縄海兵隊のグアム移転のため、今年度に日本国政府が提供する資金の額を980万ドルとすることについて取り

極めるものであります。なお、本日の書簡交換まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、森大臣。

○森国務大臣：子供の貧困対策に関する大綱について御説明申し上げます。本件は、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、当面今後5年間において政府が取り組むべき重点施策を中心に取りまとめたものです。

子供の将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子供の貧困対策は、極めて重要です。

「大綱」は、「貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す」などの基本方針を掲げ、子供の貧困に関する指標と併せ、①教育の支援、②生活の支援、③保護者に対する就労の支援など、指標の改善に向けた重点施策を盛り込んでおります。

今後、具体的な施策を担当する文部科学省、厚生労働省等と協力して大綱に基づく施策を総合的に推進するとともに、国民の幅広い理解と協力を得て、子供の貧困対策を国民運動として展開してまいりますので、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現に向けて、閣僚各位の一層の御協力をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、文部科学大臣。

○下村国務大臣：「子供の貧困対策に関する大綱」について一言申し上げます。

子供の貧困対策の推進に当たっては、家庭の経済状況に関わらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受け、一人一人の能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢にチャレンジできる社会を実現することが重要です。

今般の「大綱」の策定を踏まえ、文部科学省としては、①高校生等奨学給付金や大学等奨学金事業の充実などにより、教育費の負担軽減に取り組むとともに、②学校を貧困対策のプラットフォームとして位置付け、スクールソーシャルワーカーの配置充実や、③地域による学習支援の充実などにより、貧困の連鎖を断ち切ることを目指します。

これらの取組を通じて、今後とも、経済状況に関わらず、誰もがいつでも、希望する質の高い教育を受けられる社会の実現に向けて、全力で取り組んでまいります。

○菅国務大臣：次に、厚生労働大臣。

○田村国務大臣：子供の貧困を解消するためには、貧困の世代間連鎖を断ち切る取組が重要になると考えています。

厚生労働省としては、子供の貧困対策大綱に掲げた、生活の支援や保護者の就労支援などの施策を着実に実施することにより、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、必要な環境整備を図ってまいります。

○菅国務大臣：次に、総務大臣。

○新藤国務大臣：本日、労働力調査、消費者物価指数及び家計調査の結果を公表いたしました。その主なポイントは、次のとおりです。

7月の就業者数は6,357万人となり、1年前に比べ46万人の増加となりました。

完全失業者数は248万人となり、1年前に比べ7万人の減少となりました。完全失業率（季節調整値）は3.8%と、前月に比べ0.1ポイントの上昇となりました。

7月の全国の消費者物価指数は、1年前に比べ3.4%の上昇となりました。生鮮食品を除く指数は、1年前に比べ3.3%の上昇と、14か月連続の上昇となりました。食料とエネルギーを除いた指数は、1年前に比べ2.3%の上昇となりました。

8月の東京都区部速報値は、1年前に比べ2.8%の上昇となりました。

全国2人以上世帯の7月の消費支出は、1年前に比べ実質5.9%減少し、4か月連続の減少となりました。

○菅国務大臣：次に、厚生労働大臣。

○田村国務大臣：平成26年7月の有効求人倍率は、季節調整値で1.10倍と、前月と同水準になりました。有効求人は前月に比べ0.5%の減少、有効求職者は0.9%の減少となりました。

求人・求職の動向や、総務大臣から報告のありました労働力調査結果をみますと、現在の雇用情勢は、一部に厳しさが見られるものの、着実に改善が進んでおります。ただし、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動の長期化や海外景気の雇用への影響について注意が必要と考えます。

雇用情勢の地域差などの課題に対応した雇用対策の推進や、「正社員実現加速プロジェクト」による正社員就職の促進などの現在の雇用対策に加え、平成27年度概算要求に必要な事項を盛り込み、雇用情勢の一層の改善が進むよう取り組んでいきます。閣僚の皆様には、御理解と御協力をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、私から眞子内親王殿下の英国大学院御入学及び絢子女王殿下のカナダ国御留学期間について、申し上げます。

眞子内親王殿下は、本年3月国際基督教大学を御卒業になりましたが、本年9月に英国のレスター大学大学院に御入学、おおむね1年を目途として、博物館学を更に深められる予定です。

また、絢子女王殿下は、本年8月までの予定でカナダ国のカモーンソンカレッジに短期御留学中のところ、御学業を一層深められるため、御留学期間を平成25年9月から平成27年8月までの2年間とされますので、御報告します。

○菅国務大臣：次に、古屋大臣。

○古屋国務大臣：平成26年度「防災の日」総合防災訓練について、御説明いたします。

8月30日から9月5日までは「防災週間」であり、全国で防災に関する各種の行事が実施されます。

政府におきましては、9月1日の「防災の日」に、「防災の日」総合防災訓練として、政府本部運営訓練及び現地調査訓練を実施いたします。

このうち、政府本部運営訓練については、首都直下地震を想定し、総理を本部長として全閣僚に御参加をいただき、緊急災害対策本部の運営訓練を官邸で行います。

併せて、今年度は、本訓練と同日に、閣僚の徒歩等による官邸への参集訓練、業務継続計画検証訓練として各府省庁において職員の非常参集訓練や災害対策本部の運営訓練を実施します。

また、私を団長とする現地調査訓練は、9都県市合同防災訓練の現地会場である相模原市に赴く予定であり、総理には訓練を視察していただきます。

各閣僚におかれましては、格別の御協力をお願い申し上げます。

○菅国務大臣：次に、文部科学大臣。

○下村国務大臣：文化審議会文化功労者選考分科会に属すべき委員につきまして、別紙のとおり、梶田隆章ほか9名を9月1日付けで、指名いたしたいので、御了解願います。

また、国立大学法人茨城大学の学長池田幸雄は、8月31日付けで任期満了となりますが、その後任に、国立大学法人茨城大学副学長三村信男を9月1日付けで任命いたしたいので、御了解願います。

○菅国務大臣：次に、農林水産大臣。

○林国務大臣：日本中央競馬会理事長土川健之は、9月11日付けで任期満了となりますが、その後任に、現日本中央競馬会理事後藤正幸を、9月12日付けで任命いたしたいので、御了解願います。

○菅国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○安倍内閣総理大臣：林大臣は海外渡航いたしますが、その不在中、太田大臣を農林水産大臣の臨時代理に指定します。

○菅国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。古屋大臣から御発言がございます。

○古屋国務大臣：8月15日から前線の影響などにより、兵庫県、京都府、岐阜県、北海道などで大雨となりました。とりわけ、広島県広島市では、局地的な大雨により、多数の土砂災害が発生し、70名以上の方がお亡くなりになるなど、未曾有の被害となりました。お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りし、被災された方々に対して心からお見舞い申し上げます。

政府としては、総理指示を踏まえ、直ちに関係省庁災害対策会議を開催し、政府現地災害対策室を設置したほか、私自身が政府調査団の団長として現地に赴き、知事、市長と意見交換の上、国・県・市の連携を強化するため、合同会議を立ち上げました。さらに、8月22日には、災害対策基本法に基づき、私を本部長とする非常災害対策本部を設置するとともに、広島県に非常災害現地対策本部を設置しました。

これまで、警察、消防及び自衛隊の部隊を、連日3,000人を超える規模で投入し、国土交通省のテックフォースとも連携して、2次災害に留意しながら、救命救出活動に全力を挙げています。25日には、現地を視察された総理の指示により「被災者支援チーム」を現地対策本部に設置し、避難所の生活環境整備、応急住宅

確保など被災者の生活支援に集中的に取り組んでいます。また、道路等に堆積した土砂等の撤去を迅速かつ包括的に進めるため、国・県・市による連絡会議を設置し、対応の加速化を図っています。

現在も避難所に避難されている方が多数おられますので、被災者の方々が早く安心した生活を送れるよう、引き続き、関係地方公共団体と連携を密にし、関係省庁一体となって対応に万全を期していただきますようお願いいたします。

今回の広島県での災害では、避難勧告の発令や土砂災害防止法に基づく区域指定について課題が指摘されていることから、今回の教訓を踏まえて、関係省庁と連携して対応してまいります。また、住民の自主的な避難を促すため、早めの避難の呼びかけや気象情報が確実に住民に到達するような、精度の高いシステムの在り方についても検討してまいります。

なお、激甚災害については、関係省庁の御協力により、農地等の復旧事業に係る査定見込額が全国を対象とする激甚災害の指定基準に達する見込みとなりましたので、所要の手続を速やかに進めてまいります。

○菅国務大臣：ほかに御発言はございますか。

○谷垣国務大臣：先ほど古屋大臣から御報告のありました豪雨災害についてですが、今年は各地で記録的な集中豪雨による被害が起きております。私の地元でも2年連続で洪水が発生いたしました。比較的水害には慣れている地域ではあるのですが、昨年も水害が発生し、今回の洪水でも農家の方々に大変な被害が出ました。昨年は農作物が出荷できず、家屋にも浸水による被害がありました。特別の融資を受け、今年は農作物が出荷できる、家の内装工事も終わった、とようやく良くなってきたところで、またやり直しとなってしまいました。各大臣の皆様には大変お世話になりましたが、今回の水害により、また各段のお願いをすることもあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

○太田国務大臣：今のお話にもありましたが、今年は各地で水害が発生しています。福知山の洪水や今回の土砂災害など、その度に対策本部を設置しているところですが、そういったことについて、色々な面から集中的に議論を行うため、自治体の方々なども集めた協議会の第1回目を開催することになっておりますので、ご報告いたします。

○菅国務大臣：ほかに御発言はございますか。

無いようなので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

## 閣議案件

〔平成26年〕  
〔8月29日〕（金）

## ◎一般案件

- 資料あり ○子供の貧困対策に関する大綱について（決定）  
（内閣府本府）
- 〃 ○オランダ王国国王ウィレム・アレキサンダー陛下及び同王妃陛下の国賓待遇について（決定）  
（外務省）
- 〃 ○「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」第2条に基づく施設及び区域の共同使用及び追加提供について（決定）  
（防衛省）
- 資料なし ☆イタリア国駐劄特命全権大使梅本和義外2名に交付すべき信任状及び前任特命全権大使河野雅治外2名の解任状につき認証を仰ぐことについて  
（決定）（外務省）
- 〃 ☆恩赦について（決定）（内閣官房）

## ◎国会提出案件

- 資料あり ○平成26年（2014年）8月豪雨非常災害現地対策本部の設置を国会に報告することについて  
（決定）（内閣府本府）

## ◎政令

- 資料あり ○児童福祉法施行令等の一部を改正する政令  
（決定）（内閣府本府・財務・厚生労働省）
- 〃 ○投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（金融庁）

資料あり

- 貸金業法施行令の一部を改正する政令（決定）  
（金融庁）
- 〃 ○電波法の一部を改正する法律の施行期日を定める  
政令（決定）（総務省）
- 〃 ○電波法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政  
令の整理に関する政令（決定）（同上）
- 〃 ○租税特別措置法施行令の一部を改正する政令  
（決定）（財務省）
- 〃 ○義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する  
法律施行令の一部を改正する政令（決定）  
（文部科学省）
- 〃 ○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推  
進を図るための関係法律の整備に関する法律の施  
行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政  
令（決定）（国土交通省）
- 〃 ○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一  
部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令  
（決定）（国土交通・環境省）
- 〃 ○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行  
令の一部を改正する政令（決定）（同上）

#### ◎人 事

資料なし

☆農林水産大臣林 芳正の海外渡航について  
（了解）

資料あり

- 浅子 清外 2名を特命全権大使に任命し，特命全  
権大使佐藤 悟を願に依り免ずることについて  
（決定）
- 〃 ○特命全権大使福川正浩を願に依り免ずることにつ  
いて（決定）
- 〃 ○特命全権大使堀江良一を願に依り免ずることにつ  
いて（決定）

資料あり  
資料あり

- 河相周夫を式部官長に任命し，式部官長小田野展丈を願に依り免ずることについて（決定）
- 〃 ☆防衛省地方協力局長中島明彦外1名に日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第25条による合同委員会日本政府代表代理等を命免し，飯村豊の中東地域及び欧州地域に関連する諸問題に関し，関係国政府等と交渉するための日本政府代表を免じ，外務省大臣官房参事官兼欧州局武藤 顕外1名に漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づく漁業損害賠償請求処理委員会東京委員会委員を命免することについて（決定）
- 〃 ○各府省幹部職員の任免につき，内閣の承認を得ることについて（決定）
- 〃 ☆元独立行政法人航海訓練所理事長安本博通外99名9名の叙位，叙勲又は紺綬褒章等授与について（決定）

◎配 布

- ☆労働力調査報告 (総務省)
- ☆消費者物価指数 (同上)
- ☆家計調査報告 (同上)
- ☆月例経済報告 (内閣府本府)

[○署名あり ☆署名なし]

件 名 外 案 件

〔平成26年〕  
〔8月29日〕 (金)

◎一般案件

資 料  
あ り

- 改正された第3海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に基づく日本国政府による資金の提供に関する書簡の交換について (決定) (外務省)

〔○署名あり ☆署名なし〕